日程第２　議案第５号

江南幼稚園の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

（熊谷市立幼稚園管理規則等の廃止）

第１条　次に掲げる規則は、廃止する。

⑴　熊谷市立幼稚園管理規則(平成１７年教育委員会規則第３０号)

⑵　熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則（平成３１年教育委員会規則第２号）

（熊谷市教育委員会部局の職員の職名に関する規則の一部改正）

第２条　熊谷市教育委員会部局の職員の職名に関する規則（平成１７年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、主任教諭」及び「、教諭」を削る。

（熊谷市教育委員会公印規則の一部改正）

第３条　熊谷市教育委員会公印規則（平成１７年教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

別表の２学校関係の表中備考第１号を削り、備考第２号を備考とする。

（熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第４条　熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成１７年教育委員会規則第１４号)の一部を次のように改正する。

第１条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に、「以下「学校等」を「以下単に「学校」に改める。

第３条中「学校等の園長及び校長（以下「校長等」を「学校の校長（以下「校長」に、「当該学校等」を「当該学校」に改める。

第５条中「学校等」を「学校」に、「校長等」を「校長」に改める。

第１６条の見出し中「校長等」を「校長」に改め、同条中「学校等の校長等」を「学校の校長」に改める。

（熊谷市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正）

第５条　熊谷市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和２年教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、「(園長を含む。)」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前までの熊谷市立幼稚園における給食の実施に係る経費については、第１条第２号の規定による廃止前の熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

議案第５号の参考資料

江南幼稚園の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則案新旧対照表

（第２条関係）

熊谷市教育委員会部局の職員の職名に関する規則（平成１７年教育委員会規則第６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（職名） 第２条　熊谷市職員定数条例（平成１７年条例第３０号）第２条第７号に規定する職員の職名は、次に掲げるとおりとする。 教育次長、参事、課長、所長、館長、担当副参事、副参事、副課長、副所長、副館長、指導主事、事務長、主幹、業務主幹、室長、係長、主査、主任、主任業務主事、主事、主任栄養士、主任技術員、業務主事、主任技能員、事務員、技術員、栄養士、業務主事補、技能員 ２・３　（略）	（職名） 第２条　熊谷市職員定数条例（平成１７年条例第３０号）第２条第７号に規定する職員の職名は、次に掲げるとおりとする。 教育次長、参事、課長、所長、館長、担当副参事、副参事、副課長、副所長、副館長、指導主事、事務長、主幹、業務主幹、室長、係長、主査、主任、主任業務主事、主事、主任栄養士、主任技術員、業務主事、主任技能員、主任教諭、事務員、技術員、栄養士、業務主事補、技能員、教諭 ２・３　（略）

（第３条関係）

熊谷市教育委員会公印規則(平成１７年教育委員会規則第９号)

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表（第２条関係） ２　学校関係 （略） 備考　校長職務代理の公印については、上記「学校長の印」に準じる。	別表（第２条関係） ２　学校関係 （略） 備考 ⑴　幼稚園においては、「学校」を「幼稚園」と読み替えるものとする。 ⑵　校長職務代理の公印については、上記「学校長の印」に準じる。

（第４条関係）

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この規則は、熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１７年条例第８６号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、市立の小学校及び中学校（以下単に「学校」という。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１７年条例第８６号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、市立の小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
（災害の報告） 第３条　学校の校長（以下「校長」という。）は、当該学校の学校医等について、公務により生じたと認められる災害が発生したときは、速やかに公務災害発生報告書（様式第１号）により、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。	（災害の報告） 第３条　学校等の園長及び校長（以下「校長等」という。）は、当該学校等の学校医等について、公務により生じたと認められる災害が発生したときは、速やかに公務災害発生報告書（様式第１号）により、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。
（補償の請求） 第５条　前条に規定する通知を受けた者は、補償（現に受けている補償の内容の変更を含む。）を受けようとするときは、受けようとする補償の種類に応じ、様式第３号から様式第１３号までの請求書を学校医等が所属する学校（学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前における学校医等が所属した学校。第１６条において同じ。）の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。	（補償の請求） 第５条　前条に規定する通知を受けた者は、補償（現に受けている補償の内容の変更を含む。）を受けようとするときは、受けようとする補償の種類に応じ、様式第３号から様式第１３号までの請求書を学校医等が所属する学校等（学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前における学校医等が所属した学校等。第１６条において同じ。）の校長等を経由して教育委員会に提出しなければならない。
（校長の助力等） 第１６条　補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合は、学校医等の所属する学校の校長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。 ２　学校医等の所属する学校の校長は、	（校長等の助力等） 第１６条　補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合は、学校医等の所属する学校等の校長等は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。 ２　学校医等の所属する学校等の校長等

改　正　案	現　行
補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければならない。	は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければならない。

（第５条関係）

熊谷市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和２年教育委員会規則第４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この規則において「教育職員」とは、市立の小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。	（定義） 第２条　この規則において「教育職員」とは、市立の小学校、中学校及び幼稚園の校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭並びに講師をいう。

日程第２　議案第７号

熊谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

熊谷市立小・中学校職員服務規程（平成１７年教育委員会訓令第４号）の一部を次にように改正する。

第９条の次に次の１条を加える。

（出勤時刻及び退出時刻の記録）

第９条の２　職員は、勤務のために出勤したときは、その時刻を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により職員の出勤及び退出の状況を記録し、及び管理するシステムにより、自ら記録しなければならない。

２　職員は、退出しようとするときは、その時刻を前項のシステムにより、自ら記録しなければならない。

第１０条第４項第１号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第１８条第３項を次のように改める。

３　職員は、育児休業法第１９条第２項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、様式第１５号による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第３項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第１８条第６項中「第１項から第３項まで」を「第１項、第２項及び第４項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第５項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　前項の申出を行った職員は、育児休業法第１９条第１項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第１号部分休業」という。)

の請求にあっては様式第１５号の２による第１号部分休業簿を、同項第２号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の請求にあっては様式第１５号の３による第２号部分休業簿をもつて教育委員会に請求しなければならない。

様式第１５号を次のように改める。

様式第１５号（第１８条関係）

部 分 休 業 申 出 書

年　　月　　日

熊谷市教育委員会　様

校　　名
職　　名
氏　　名

次のとおり　　年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏　　名		続　柄	生　年　月　日
				年　　月　　日生
2 申出内容	種別	申　出　内　容		
	□　当初	□　第１号部分休業（１日につき２時間を超えない範囲内）		
	□　変更	□　第２号部分休業（１年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備　考				

１　この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

２　承認の請求及び承認の取消しの請求は、第１号部分休業の場合は様式第１５号の２を、第２号部分休業の場合は様式第１５号の３を提出すること。

様式第１５号の次に次の２様式を加える。

様式第１５号の２（第１８条関係）

第１号部分休業簿

校　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度＿＿＿＿＿＿＿＿

整理番号	承認					請求事由（承認/取消）	部分休業の請求期間										請求月日	備　考
	決裁者				請求者		月　日				毎日／曜日等	時　間						
1							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
2							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
3							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
4							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
5							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
6							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
7							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
8							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
9							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		
10							月　日	から	月　日	まで		時　分	から	時　分	まで	月　日		

（注）承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第１５号の３（第１８条関係）

第2号部分休業簿

校　　名
職　　名
氏　　名

年度

整理番号	決裁					請求事由（承認／取消）	部分休業の請求期間								請求時間数	残時間数	請求月日	備　考
	決裁者				請求者		月　日				時　間							
1							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
2							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
3							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
4							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
5							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
6							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
7							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
8							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
9							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	
10							月　日	から	月　日	まで	時　分	から	時　分	まで	時間　分	時間　分	月　日	

（注）承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

議案第７号の参考資料

熊谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

熊谷市立小・中学校職員服務規程（平成17年教育委員会訓令第４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（出校時刻及び退校時刻の記録） 第９条の２　職員は、勤務のために出勤したときは、その時刻を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退出の状況を記録し、及び管理するシステムにより、自ら記録しなければならない。	（新規）
２　職員は、退出しようとするときは、その時刻を前項のシステムにより、自ら記録しなければならない。	（新規）
（休暇） 第１０条　（略） ２・３　（略） ４　職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 （１）　連続する８日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間等規則第10条第１項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が３日以下であるものを除く。） （２）　（略） ５～１０　（略） （育児休業等） 第１８条　（略） ２　（略） ３　職員は、育児休業法第１９条第２項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、様式第１５号によ	（休暇） 第１０条　（略） ２・３　（略） ４　職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 （１）　連続する８日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間等規則第10条第１項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が３日以下であるものを除く。） （２）　（略） ５～１０　（略） （育児休業等） 第１８条　（略） ２　（略） ３　職員は、育児休業法第１９条第１項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、様式第１５号による部分休

改　正　案	現　行
る部分休業承認請求書を教育委員会に提出しなければならない。同条第３項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。	業承認請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。
４　前項の申出を行った職員は、育児休業法第１９条第１項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の請求にあっては様式第１５号の２による第１号部分休業簿を、同項第２号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の請求にあっては様式第１５号の３による第２号部分休業簿をもって教育委員会に請求しなければならない。	（新規）
５・６　（略）	４・５　（略）
７　職員は、第１項、第２項及び第４項の請求に係り、市教育委員会又は県教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。	６　職員は、第１項から第３項までの請求に係り、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。
様式第１５号（第１８条関係） 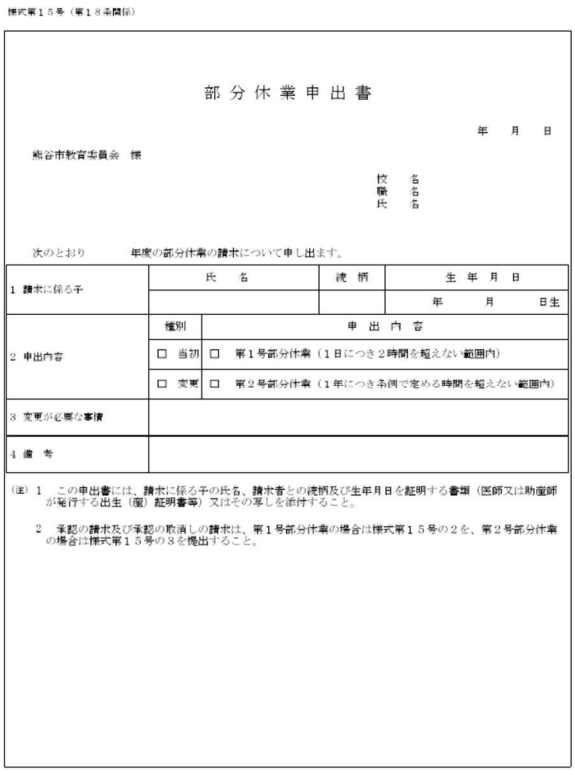 様式第１５号（第１８条関係） 部分休業申出書 年　月　日 熊谷市教育委員会　様 校　名 職　名 氏　名 次のとおり　　年度の部分休業の請求について申し出ます。 1 請求に係る子：氏名／続柄／生年月日（　年　月　日生） 2 申出内容：種別／申出内容 □ 当初　□ 第１号部分休業（１日につき２時間を超えない範囲内） □ 変更　□ 第２号部分休業（１年につき条例で定める時間を超えない範囲内） 3 変更が必要な事情 4 備考 （注）１　この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。 ２　承認の請求及び承認の取消しの請求は、第１号部分休業の場合は様式第１５号の２を、第２号部分休業の場合は様式第１５号の３を提出すること。	様式第１５号（第１８条関係） 表 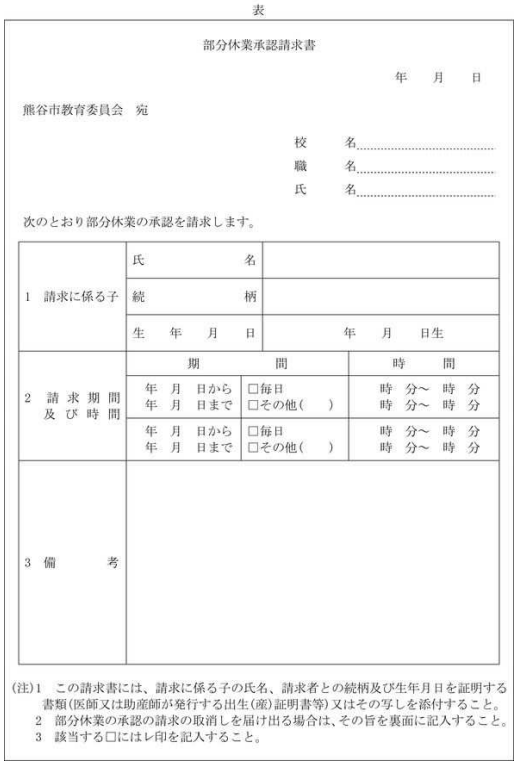 様式第15号(第18条関係) 表 部分休業承認請求書 年　月　日 熊谷市教育委員会　宛 校　名 職　名 氏　名 次のとおり部分休業の承認を請求します。 1 請求に係る子：氏名／続柄／生年月日（　年　月　日生） 2 請求期間及び時間：期間／時間 年　月　日から　年　月　日まで　□毎日　□その他（　）　時　分～　時　分 年　月　日から　年　月　日まで　□毎日　□その他（　）　時　分～　時　分 3 備考 (注)1　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。 2　部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。 3　該当する□にはレ印を記入すること。 裏

改　　正　　案	現　　行
	裏 受　　理 / 決裁権者 / 部分休業の承認の請求を取り消す時間 / 月日 / 午前 / 午後 / 時間数 / 備考 ・ 時　分から 時　分まで　時　分から 時　分まで　時間 分 （注）　受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
様式第１５号の２（第１８条関係） 様式第１５号の２（第１８条関係） 第１号部分休業簿 校　名 職　名 氏　名 年度 （注）　本記欄の職名等は適宜変更又は増減できること。	（新規）
様式第１５号の３（第１８条関係） 様式第１５号の３（第１８条関係） 第２号部分休業簿 校　名 職　名 氏　名 年度 （注）　本記欄の職名等は適宜変更又は増減できること。	（新規）

日程第２　議案第８号

熊谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

熊谷市立小･中学校管理規則(平成１７年教育委員会規則第１６号)の一部を次にように改正する。

第３１条第１項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年埼玉県条例第２８号。以下「条例」という。）第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第２項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年埼玉県条例第２８号。以下「条例」という。）第６条」を「条例第６条第１項（同条第２項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「半日勤務時間」を「４時間の勤務時間」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第８号の参考資料

熊谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表
熊谷市立小・中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第16号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（勤務時間の割振り等） 第３１条　職員の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年埼玉県条例第２８号。以下「条例」という。）第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。	（勤務時間の割振り等） 第３１条　職員の週休日及び勤務時間の割り振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。
２　条例第６条第１項（同条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び４時間の勤務時間の割振り変更は、校長が行う。	２　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年埼玉県条例第２８号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づく週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は、校長が行う。

日程第２　議案第９号

熊谷市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年●月

熊 谷 市 教 育 委 員 会

目　　次

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ ４

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・ ６

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

埼玉県教育委員会は、令和元年９月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和３年度末までに教員の時間外在校等時間を原則、月４５時間以内、年３６０時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。

しかしながら、令和３年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和４年４月に「学校における働き方改革基本方針」を改定（以下「前基本方針」という。）し、子供と直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツールの活用など、これまでにない取組を位置付け、令和４年度から３年間の方針として働き方改革を推進してきた。

そのような中、教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

さらに、令和５年６月に閣議決定された「第４期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」としている。

このため、熊谷市教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「実施計画」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとした。

（２）本市の現状

・ 本市では、「教員の働き方改革」を定め、教育職員の在校等時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間状況】

	令和６年６月		令和６年１１月		令和７年３月	
	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合
小学校	39.0%	0.5%	21.1%	0%	24.7%	0.2%
中学校	48.8%	1.8%	38.7%	0%	33.2%	2.1%

・ 時間外在校等時間が４５時間を超える教員の割合は、減少傾向にあるものの、小学校でおよそ２５％、中学校で３３％の割合である。「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が解決すべき課題となっている。
・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２．目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１箇月時間外在校等時間が４５時間以下の教職員の割合を１００％にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和６年度の数値】

・年間の年次有給休暇の使用日数５日以上の教職員の割合を１００％にする。
【９６．７％】

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を１０％まで減少させる。
【１１．８％】

・ストレスチェックにおける仕事に働きがいを感じている割合を９５％にする。
【９１．３％】

３．計画の期間

○ 令和８年度～令和１１年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・ 放課後から夜間における見回りについては、熊谷市少年補導センターを

事務局として、青少年補導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できるよう、スクールロイヤーの相談体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・ 調査媒体の電子化、一斉配信メールアプリ、アンケートフォーム作成ソフト及び校務支援システム等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）

・ ICT 支援員を全校に配置する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校に配置する。

・ 校務支援システムを活用し、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
・ 原則として、勤務時間外の外部からの電話には対応しない。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・ ５０人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を１００％にし実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

○ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、熊谷市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

○ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

○ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

日程第２　議案第１０号

熊谷市星渓園条例の一部を改正する条例

熊谷市星渓園条例（平成１７年条例第１１２号）の一部を次のように改正する。

第１２条を第１４条とし、第１１条を第１３条とし、第１０条を第１２条とする。

第９条第１項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第１１条とする。

第８条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第１０条とし、第７条を第９条とし、第６条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（使用料の減免）

第８条　市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第５条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第６条とする。

第４条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第５条とする。

第３条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（管理）

第３条　星渓園は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

別表中「第６条」を「第７条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第８条の規定は、この条例の施行の日以後の星渓園の利

用に係る使用料（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の星渓園の利用に係る使用料（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

令和８年２月２５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

星渓園の管理に係る規定を整備するとともに、使用料の減免に関する規定を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０号の参考資料

熊谷市星渓園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市星渓園条例（平成１７年条例第１１２号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（管理） 第３条　星渓園は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。	
（休園日） 第４条　星渓園の休園日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、これを変更し、又は臨時に休園することができる。	（休園日） 第３条　星渓園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、これを変更し、又は臨時に休園することができる。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
（入園の制限） 第５条　教育委員会は、正当な理由がなく星渓園への入園を拒み、又は星渓園からの退去を命じてはならない。	（入園の制限） 第４条　市長は、正当な理由がなく星渓園への入園を拒み、又は星渓園からの退去を命じてはならない。
２　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、星渓園への入園を拒み、又は星渓園からの退去を命ずることができる。	２　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、星渓園への入園を拒み、又は星渓園からの退去を命ずることができる。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
（利用の許可） 第６条　施設利用者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更するときも、同様とする。	（利用の許可） 第５条　施設利用者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
２　教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。	２　市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。
第７条　（略）	第６条　（略）
（使用料の減免） 第８条　市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
第９条　（略）	第７条　（略）
（販売行為等の禁止） 第１０条　星渓園において、物品の販売その他これに類する行為（別表において「販売行為等」という。）をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を	（販売行為等の禁止） 第８条　星渓園において、物品の販売その他これに類する行為（別表において「販売行為等」という。）をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたと

改　正　案	現　行
受けたときは、この限りでない。 （利用の条件の変更、停止及び許可の取消し） 第１１条　教育委員会は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は星渓園の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 ⑴～⑶　（略） ２　（略） 第１２条～第１４条　（略） 別表（第２条、第７条関係） （略）	きは、この限りでない。 （利用の条件の変更、停止及び許可の取消し） 第９条　市長は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は星渓園の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 ⑴～⑶　（略） ２　（略） 第１０条～第１２条　（略） 別表（第２条、第６条関係） （略）

日程第２　議案第１１号

熊谷市立妻沼図書館の臨時休館日について

熊谷市立図書館条例施行規則第２条第１項に基づき、熊谷市立妻沼図書館について、臨時の休館日を次のとおりとしたい。

休館日	令和８年５月１日から令和９年２月２８日

説明

妻沼図書館大規模改修工事を実施するに当たり、利用者の安全を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日を設けるものであります。

なお、臨時休館中は熊谷市立妻沼展示館事務室で貸出・返却等の一部業務を実施いたします。

2026年度　妻沼展示館での業務計画（開館日数　264日 ）

休館日　祝日

2026(令和8)年　4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29日:昭和の日

24日

2026(令和8)年　5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日:憲法記念日　4日:みどりの日
5日:こどもの日　6日:振替休日

21日

2026(令和8)年　6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

23日

2026(令和8)年　7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日:海の日

24日

2026(令和8)年　8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日:山の日

22日

2026(令和8)年　9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21日:敬老の日　22日:国民の休日
23日:秋分の日

20日

2026(令和8)年　10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日:スポーツの日

24日

2026(令和8)年　11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日:文化の日
23日:勤労感謝の日

20日

2026(令和8)年　12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

22日

2027(令和9)年　1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日:元日
11日:成人の日

21日

2027(令和9)年　2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日:建国記念の日
23日:天皇誕生日

18日

2027(令和9)年　3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日:春分の日　22日:振替休日

25日

※ 大規模改修工事による長期休館	妻沼図書館　5/1～2/28 （予定） ※休館中は妻沼展示館で一部業務を行います
※ 図書館システム更新による休館	全館（妻沼図書館工事休館中）　2月（日程未定）
※ くん蒸消毒	妻沼展示館　9/21～25（立ち入りできません）